

『令和6年度税制改正(19) プラットフォーム課税の導入』

消費者向けデジタルサービスに係る消費税の納税義務はそのサプライヤーにあるが、国内に拠点を持たない国外事業者が多く存在し、その補足や調査・徴収に課題があった。そのため今回の改正では、国外事業者に代わり、特定のプラットフォーム運営事業者に納税義務を課す制度が創設された。国外事業者が行うデジタルサービスの提供(アプリの配信等)のうち、一定規模を超えるプラットフォーム運営事業者を介して事業者が対価を収受するものについては、その運営事業者に納税義務が生じること



となる。国税庁長官は、上記のサービスの提供による対価の額が50億円超となる課税期間がある「特定プラットフォーム事業者」を指定し、その名称等を速やかに公表する。改正により、国内外の事業者間における課税の公平性と競争条件の中立性が確保される。これまで適切に消費税を納税していなかった一部の国外事業者が提供するデジタルサービスについては、一般消費者への価格転嫁が行われる可能性がある。

外国人旅行者向けの免税制度(輸出物品販売場制度)については、抜本的に見直される。免税購入物品の国内横流し防止の観点から、同制度により免税購入された物品と知りながら行った課税仕入れには仕入税額控除制度の適用が認められなくなる。

『最低賃金に関する要望 日商等早くも政府に働きかけ』

日本商工会議所、東京商工会議所、全国商工会連合会及び全国中小企業団体中央会は連名で「最低賃金に関する要望」を公表、あわせて宮崎厚生労働副大臣に同要望を手交した。要望内容は法に定める三要素に基づく明確な根拠による審議決定、最低賃金引上げが中小企業・小規模事業者の経営や地域の雇用に与える影響の注視、中小企業の自発的・持続的な賃上げできる環境整備などとなっている。最低賃金の大幅な引上げに加え、資源価格・原材料費の高騰もあり、多くの中小企業では経営的な困難が続いているが、今年も秋に最低賃金が大きく引き上げられる可能性が高い。また、最低賃金の引上げは年収の壁問題にも直結している。壁の高さが変わらないまま賃金のみが上がっている状況では、「扶養の範囲内」での労働を希望する者は労働時間を短縮せざるを得ず、企業にとっても人手確保が難しくなる。要望でも被用者保険の適用要件(企業規模、労働時間、賃金等)や第3号被保険者制度のあり方の見直し、所得税制における基礎控除額や給与所得控除額引上げ等の検討を通じ、「年収の壁」の解消への取組みを求めている。あわせて年収が増えると手取りが大きく減少するといった誤解の解消、正しい制度の理解に向けた政府の周知・広報の徹底も要望している。



出典元: 日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

葵総合経営センター

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com